

都城市子ども・子育て会議

第12回

平成28年3月25日(金)

10:00~12:00

都城市役所 南別館4階 委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 経過報告
 - ①これまでの経緯
 - ②第10回子ども・子育て会議概要
 - (2) 分野別分科会の報告について
 - (3) 平成28年度の関連施策の展開について
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画の評価・点検について
 - (5) 特定地域型保育事業の認可について
 - (6) 特定教育・保育施設の利用定員について
 - (7) 今後の予定
- 4 事務連絡
- 5 閉会

都城市子ども・子育て会議委員名簿（平成27年4月～）

区分	団体名	役職	氏名	備考
学識 経験者	南九州大学人間発達学部・子ども 教育学科	教授	黒川 久美 ^{ひさみ}	
施設運営 管理者等	都城市社会福祉法人立保育園等 園長会	会長	藤田 雄三	たんぼぼ保育園
	都城地区私立幼稚園連合会	会長	下野 喜久夫	ふたば幼稚園
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局	江田 かおり	上長飯エンゼル児童館
	都城市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	小林 内外 ^{うちと}	五十市認定こども園
	社会福祉法人 光生会 ひかり園	園長	豊留 かく子	
学校 関係者	都城市小中学校校長会		石川 幸弘	梅北小学校
	都城市 PTA 連絡協議会	副会長	吉岡 秀澄夢 ^{ひとみ}	高崎中 PTA
行政機関	都城公共職業安定所	所長	児玉 太	
	宮崎県都城児童相談所	所長	大久保 公博	
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	副会長	永田 優	
	都城市民生委員・児童委員協議会	会計	和田 三千夫	
市民関係	NPO 法人さらだ	代表	那須 史代	
	公募市民		徳益 香里	
	公募市民		青木 知恵美	

事務局

所属	職名	氏名
福祉部	部長	青木 眞州男
保育課	課長	小牟田 裕行
保育課	副課長	黒木 千晶
保育課	主幹	赤池 智弘
保育課	副主幹	清水 かな子
保育課	副主幹	飯盛 香奈子
保育課	主査	柳橋 里栄子

1 経過報告

(1) これまでの経緯

平成 24 年 8 月 子ども・子育て支援法成立

➤支援法の主なポイント

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」の創設
- ・小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設
- ・認定こども園認可制度の改善と普及促進
- ・「保育の必要性の認定」の導入
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- ・社会全体による費用負担（社会保障と税の一体改革）
- ・実施主体は市町村（市町村子ども・子育て会議、支援事業計画の策定）

平成 25 年 7 月 都城市子ども・子育て会議設置

平成 27 年 3 月 みやこのじょう子ども・子育て応援プラン策定

平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度スタート

(2) 第 11 回子ども・子育て会議概要

- ①日 時 平成 27 年 7 月 8 日（水） 9 時 30 分～12 時 00 分
- ②会 場 都城市役所 南別館 4 階 第 1 会議室
- ③審議内容 今年度以降の取組について、子ども・子育て支援を取りまく課題・現状について、地方創生に関する取組について、地方創生に関する取組について
- ④出席者 委員 15 名中 2 名欠席（江田委員、永田委員）
- ⑤主な質疑・意見
- 〈今年度以降の取組について〉
- ・ファミサポ 1 時間 600 円は高く、一時預かりを利用したいが、一時預かりも利用者が多くなかなか簡単に利用できない。料金の見直しが必要ではないか。
 - ・支援センターの施設の老朽化が進んでいる。移転するとは聞いているが、現在のセンターは場所が分かりづらいという声もある。
 - ・南九州大でも支援センターを開設したら、多くの子育て世代の方が来る。保育園、NPO 等でも取り組んでいただいていると思うが、「ポストの数ほど」必要。本気で取り組んでほしい。
 - ・子育て支援に取り組むことで、子育て世代を取り込むことができ、高齢化問題にも効果的。
 - ・子育てマップについて、療育の必要なお子さんへの情報提供はしていくか？
- その予定
- ・むし歯予防事業について、フッ素洗口にはいろいろな意見があるようだが、最終的に保護者が選べるようになっているのか。

→正しい情報、専門的な情報も必要ということで、説明会も開催し、十分情報提供を行う。

・きらきらの運営状況について、現在も相当待機が出ているが、何か改善策があるか。

→専門医が少なく、すぐに改善できる状況ではない。診察までの予約待ちの間の支援を充実できないか考えたい。

・子どもは成長が早く、初診までに半年待ちは長すぎる。

・障害者の基幹相談支援センターを大丸跡地の子育て支援センターに併設できないか。きらきらの予約待ちの緩和に少しは役立つのではないか。

・障害児保育事業について、障害児の受け入れを行う保育園への補助は継続されるのか？

→継続されるが、国からの情報が少ない。

・加配について、園の類型によって差が出ることはないようしてもらいたい。

・潜在保育士復職研修について、なかなか受講者が集まらないが、基本調査等は十分だったか？

・県の連盟で潜在保育士研修を受託し、約6千名に案内したが受講者は48名。都城からは3名。もっと掘り起こしのための知恵が必要。

・新制度がスタートしたが、当事者である保育園でもなかなかわかりづらい。とりあえずのスタートという感じ。

・幼稚園は移行して良かった、という声が多い。一方私学助成は減額傾向。しかし、保護者の意向も大事にしたい。

・児童クラブは夏休みだけの利用などいろいろ。家庭の事情を聞くと断りづらい家庭も多い。学校の一部利用（プールなど）については引き続きお願いしたい。学校との関係性をよくする努力が必要。

・学校教育と福祉分野との連携が大事。例えば、児童クラブで自分の学校の子どもが何かあったとき、などの対応など。

・学校からの情報が届いてほしい人にはなかなか届かない。いじめや中傷など、やはりあるが、相談しづらさもある。

・雇用促進の面では事業所内保育の充実も大事。厚生労働省の助成制度もあるので発信していきたい。

・児童相談所では、年間約1000件の相談を受ける。診断機能、相談機能等。その中で、宮崎東病院等も紹介するが、やはり都城と同様、3ヶ月待ちの状態。

・児相では一時保護もやっているが、「冠婚葬祭で預かってほしい」という相談もある。ショートステイをぜひやってほしい。

・ひとり親家庭の支援について、中学生の学習支援なども重要。貧困問題にもつながる。

・障がい児等については、お母さんの受け入れ態勢も大事なので、親子の気持ち

を受け止めてほしい。

・潜在保育士の復職については、働く人も不安なはず。短時間からの勤務など配慮が必要。

〈地方創生の取組について〉

・合計特殊出生率は2.07を目指すということによいか。またそれを実現できるような考えがあるのか。

→大変厳しい数値であることは承知している。子育て支援の充実がやはり大事。

・未婚率が高い。しかし、結婚しない、産まない女性が悪いような議論にしてはいけない。経済情勢や雇用情勢、子育て支援環境など、いろいろな要素が含まれていることに留意が必要。

・具体的に、子ども・子育て会議の議論がどのように地方創生に反映されていくのか。

→子ども・子育て会議での議論をもとに、福祉部で施策立案・実行することで反映される。

2 分野別分科会の報告について

昨年度に引き続き分野別の分科会を開催し、分野ごとの課題・問題点、今後必要とされる施策等について、意見交換会を実施した。また、各分科会の代表者による全体検討会も開催したので、その内容を報告する。

→詳細な意見は資料1

【婚活支援 まとめ】

地域の婚活イベントの参加者には、周囲から促されて参加しているケースも考えられるが、少なくとも結婚願望はあると考えられる。イベント等に参加しない層に興味を持たせることが大事。イベント時の現実的な問題として、男性がリードができない、笑顔が少ない、話す話題にも困って盛り上がりにくい等のケースも多々見受けられる。そうした問題点を解消していく施策が必要となる。また、各団体ともに、婚活で成功するための趣向を凝らしたスキルアップセミナー等も開催されており、そうした横のつながりを都城市や関係団体が上手く取り持つことで、より効率的な婚活支援が可能になるのではないかと考えられる。

【母子保健 まとめ】

産前・産後のケアにおいて、課題が多くあることが分かった。特に都城市と産婦人科との連携実施は、特定の個人について妊娠期からの情報共有が行えるため、産後のケアもスムーズになるのではないかと。また、産後ケアの存在そのものの認知が薄く、当事者になっても知らない方がたくさんいるため、情報伝達についても考えなくてはならない。

性教育については、現状は学校からの依頼で実施しているので、教育委員会等に指揮を取ってもらえれば、有意義なものとして広がっていくのではないかと。

各団体の活動内容をしっかり共有し、効率的な支援方法を作り上げることで、子供を産み、育てることへの不安を緩和していけるように、事業を推進していくことが必要である。

【就学前の教育・保育 まとめ】

「子ども・子育て支援新制度」の運用開始から、通達不足、システムの曖昧さ等によって、現場においては混乱する要素が多いと考えられる。待機児童をなくし、保育の質そのものを上げていくためには、これらの整備は必要ではあるが、運営の問題も含め課題が山積みになっていることが把握できた。

保育士不足と保育士の質は密接に関係している。質を上げるためには研修等も必要だが、研修を受けさせるための代替の保育士さえ確保できないと言う深刻な問題になっている。まずは保育士不足を解消することが必要である。また、現在の保育士不足は一時の問題でもあり、10年、15年後は子供の定員不足が深刻になり、多くの園が淘汰されることも危惧される。

現在の問題の多くは都城市に特有のものだけではなく、国の制度そのものにある部分もある。

【地域子育て支援 まとめ】

設立予定の「子育て世代活動支援センター」の図面を見つつ、ハードが出来上がることで、ソフト面をどうするかがメインの議題だった。利用者視点での意見や問題点の指摘を多く得ることができた。

子育て支援に関しては、経済的にスマートフォンを持っていない方への情報提供、ガイドブックの改訂について意見が出た。ガイドブックについては、具体的にサイズや見せ方についての意見を得ることができた。

【特別支援部会 まとめ】

学童になってから（発達障害等の）診断が付いた場合、同じ境遇の人が少ないために子供・保護者が孤立してしまうという悩みが見受けられた。そういったケースで、相談機関の充実や適切なサポートといったフォローが必要である。更に、平成29年に設置予定の基幹相談支援センターを始めとする相談機関をもっとPRすることで、気軽に相談できる環境を作ることが大切である。

近年多くなっている発達障害への理解の普及も必要である。学校と福祉の連携も重要になってくるので、市役所内の部署間の連携も必要である。また、ここ2～3年保健師が動きづらくなっているという話もある。他団体との連携も必要だが、予算面の問題もあるので、市だけではなく、県や国に要望を上げていきたい。

【小・中学生】

国が策定した放課後子ども総合プランを受け、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の今後の拡充のあり方について、「都城市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定した。この計画策定にあたり、事業の関係者で構成する放課後子ども総合プラン運営委員会を開催したものを、小・中学生部会の意見交換会に替えた。

3 平成 28 年度の関連施策の展開について

→資料 2

4 子ども・子育て支援事業計画の評価・点検について

→資料 3

5 特定地域型保育事業の認可について

児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に下記のとおり規定されており、児童の保護者や児童福祉に係る当事者を多く含む委員で構成されている本会議において意見を伺うものである。

市町村長は、第 2 項の認可（家庭的保育事業等の認可）をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

→資料 4

6 特定教育・保育施設の利用定員について

(1) 利用定員の概要

認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定め、給付の対象施設として確認する。利用定員は認可定員の範囲内で、1号認定・2号認定・3号認定の区分毎に設定（認可定員 \geq 利用定員）。

(2) 利用定員の設定について

国が示す公定価格によると、利用定員規模が大きくなるに従って給付単価が低く設定されている。これまで、保育所については定員外入所が認められていたが、恒常的定員超過（2年連続定員が120%を超える状態）の場合は認可定員を見直すことが求められてきた。

保育需要の増大に対応するために定員超過で受け入れを実施していることが常態化していることを踏まえ、新制度では恒常的定員超過の場合、給付費をマイナス 9%行うこととなり、施設と協議の上、適正な利用定員の設定が求められる。

利用定員については保育の需要に応じて毎年度見直しを行う予定。

特定教育・保育施設の状況

施設類型	H27	H28
幼稚園	3	3
保育所	60	48
幼保連携型認定こども園	8	19
幼稚園型認定こども園	7	7
保育所型認定こども園	1	2
合計	79	79

(3) 平成 28 年度保育所・認定こども園予定人数と利用定員について

○利用調整について

保育の困窮度の高い方から保育所、認定こども園を利用できるように利用調整基準に基づき調整を実施。平成 28 年度から、多子世帯の 3 人目以降の入所の場合、優先的に入所できるよう改正。

※ 4 月 1 日の利用定員と入所予定児童数については、会議当日に資料を提示

7 今後の予定

- 7 月 ・ 第 13 回子ども・子育て会議
(子ども・子育て支援事業計画の評価・点検について)